

中播磨新地域ビジョン検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 中播磨地域をめざすべき将来像を示す新たな地域ビジョン（以下「新地域ビジョン」という。）を多様な主体の参画により策定するため、中播磨新地域ビジョン検討委員会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 社会潮流、地域の課題や将来像に関する調査研究
- (2) 新地域ビジョンの策定
- (3) その他新地域ビジョンの策定に必要な事項の検討

(組織)

第3条 検討会は別表に掲げる委員で組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する
- 4 委員長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、委員長が招集する。ただし、初回の会議は、中播磨県民センター長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて委員を指定して招集することができる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 事故その他やむを得ない理由により会議を開催できないと委員長が認める場合、委員長は個別に委員の意見を聴取し、会議の開催とすることができる。

(部会)

第6条 委員会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

- 2 部会に属するべき委員は委員長が指名する。
- 3 部会には部会長を置く。
- 4 部会長は部会に属する委員の中から委員長が指名する。
- 5 部会長の職務及び部会の会議については、第5条第2項から第4項を準用する。

(謝金)

第7条 委員及び第5条第3項に定める者が、検討会及び部会の職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員及び第5条第3項に定める者が、検討会及び部会の職務に従事するため旅行したときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。

(事務)

第9条 検討会の事務は、中播磨県民センター県民交流室において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月22日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

氏名	所属・役職
飯塚 祐樹	ファームハウス代表
石田 文徳	一般社団法人兵庫県老人福祉事業協会顧問
井関 崇博	兵庫県立大学環境人間学部准教授
宇高 雄志	兵庫県立大学環境人間学部教授
浦上 健作	第10期中播磨地域ビジョン委員会副委員長
岡田 武夫	坊勢漁業協同組合代表理事組合長
小野 康裕	播但沿線活性化協議会代表
佐藤 慎介	佐藤精機株式会社代表取締役社長
玉田 恵美	NPO法人姫路コンベンションサポート理事長
内藤 淳一	市川町企画政策課長
藤本 忠義	第10期中播磨地域ビジョン委員会委員長
藤原 登志幸	神河町ひと・まち・みらい課長
三村 晴美	第10期中播磨地域ビジョン委員会アドバイザー
宮崎 崇史	姫路市市長公室新総合計画推進室主幹
吉田 利彦	福崎町企画財政課長

(五十音順)

第7条により定める委員等の謝金

中播磨新地域ビジョン検討委員会の委員等の謝金については、「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に定める審議会等の委員の報酬の額に準じて下表の額を支給する。

委員の区分	謝金の額
委員長	日額 15,500円
委員及び第5条第3項に定める者（第6条第5項において準用する場合を含む。）	日額 12,500円

中播磨新地域ビジョン検討委員会部会設置要領

(設置)

第1条 この要領は、中播磨新地域ビジョン検討委員会設置要綱第6条の規定に基づき、部会の設置等に関して必要な事項を定めるものとする。

(部会の名称及び所掌事務)

第2条 設置する部会の名称及び所掌事務は、別表のとおりとする。

(部会の会議結果の報告)

第3条 部会における会議の結果は、部会長が検討委員会委員長に報告するものとする。

(事務)

第4条 部会の事務は、中播磨県民センター県民交流室において処理する。

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年 月 日から施行する。

(要領の失効)

2 この要領は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第2条関係)

部会の名称	所掌事務
観光交流部会	観光、交流、地域活性化等に関すること。
産業部会	商工業、農林水産業、多様な働き方の推進等に関すること。
暮らし部会	健康・福祉、子育て、教育、環境、防災等に関すること。